令和　　年　　月　　日

（あて先）こども政策課

（申込者）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　所在地（住所）

団体名（商号）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者肩書・氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

※自署の場合は押印不要です

茨木市こども食堂ネットワーク入会申込書兼同意書

私は、入会における「了承事項」（裏面）の内容に同意したうえで、茨木市こども食堂ネットワークへの入会を申し込みます。

また、茨木市こども食堂ネットワークへの入会後は、茨木市が執行する以下の事務を希望します。

（希望する内容にチェックを入れてください）

□　こども政策課が管理するこども食堂ホームページへの掲載

□　こども政策課が発行するこども食堂の情報に関するちらしへの掲載

□　こども政策課に食材や現金等の寄付の申出があった場合の情報提供

□　こども政策課に国・府・他団体等からこども食堂に関する通知があった場合の情報提供

□　こども政策課が取りまとめているこども食堂寄付サイトへの登録

|  |  |
| --- | --- |
| こども食堂名 |  |
| 担当者 | （連絡先：　　　　　　　　　　　　　　） |

　　※団体情報は別紙２のとおり

**茨木市こども食堂ネットワーク　入会における「了承事項」**

１　ご入会は、次の項目をすべて満たすこども食堂に限ります。

（１）こどもに家庭的な雰囲気の食事を提供すること。

（２）市内でこども食堂を原則として毎月１回以上開催すること。

（３）こども食堂を利用する者から徴収する金額が無料又は実費に相当する範囲内であること。

（４）食品衛生上の責任者※をおくことを基本とし、食品衛生に関する研修や講習会等に参加し、常に食品衛生に配慮した運営に努めること。また、必要に応じて保健所に相談すること。

※食品衛生責任者養成講習会を修了した者、またはそれと同等以上の資格（栄養士、調理師、製菓衛生師等）を有する者

（５）こども食堂を利用する者の様子を見守り、必要に応じて専門の支援機関につなぐこと。

（６）営利、政治又は宗教的活動を目的としていないこと。

（７）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団、同条第６号に規定する暴力団員及び暴力団と密接な関係にある者でないこと。

（８）公序良俗に反する活動をしていないこと。

２　団体情報に変更がある場合、休会または退会を希望する場合は、指定の様式にて速やかにお知らせください。

３　こども食堂の取組みは、各団体が創意工夫して自らの責任のもとで実施しているものであり、茨木市こども政策課の管理のもとで行っているものではないため、各こども食堂で発生した事故やトラブルに関して、茨木市は一切の責任を負いません。

４　寄付があった場合は、できる限り寄付者へのお礼をお願いします。

５　次の項目のいずれかに該当するときは、ネットワークから退会いただきます。

（１）申込内容を偽って記載したことが判明したとき。

（２）入会条件に定める事項を満たさなくなったとき。

（３）事業者が提供したサービスにおいて事故等が発生し、利用者又は第三者に重大な損害を与えたとき。

（４）利用者からの苦情、その他外部から得た情報等をもとに、こども食堂として不適当と認められるとき。

６　サービス提供中に事故等が発生した場合は、速やかに関係機関に連絡して対応してください。